

12 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

【改正の内容】

平成 26 年度の税制改正において、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、本制度の適用対象となる非関連者を通じた取引（第三者介在取引）の対象範囲を見直し、全ての取引を第三者介在取引の対象とすることとされた。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている。

【新設】(非関連者を通じて行う取引の例示)

66の4(10)－1 措置法令第39条の12第9項に規定する「法人と……非関連者(……)との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のものが……国外関連者に販売、譲渡、貸付けその他の方法によって移転又は提供されること」には、例えば、法人と保険契約を締結することにより非関連者が引き受けた保険責任について、国外関連者が再保険を引き受けることが含まれることに留意する。

【解説】

- 1 移転価格税制は、法人と国外関連者との取引（国外関連取引）を制度の対象としていることから、法人と国外関連者との取引に形式的に第三者を介在させることによりその潜脱を防止するため、法人がその国外関連者との取引を他の者（非関連者）を通じて行っている場合には、当該法人と当該非関連者との取引（第三者介在取引）は、当該法人の国外関連取引とみなし、移転価格税制を適用することとしている（措法66の4⑤）。
- 2 平成26年度の税制改正前において、第三者介在取引の適用対象は、資産の販売、譲渡、貸付け又は提供取引とされていた。しかしながら、役務提供取引やその他の取引においても同様に形式的に第三者を介在させて移転価格税制の適用を潜脱することは可能であることから、平成26年度の税制改正において、その対象範囲を見直し、全ての取引を適用対象とすることとされた（措令39の12⑨）。
- 3 本通達においては、この第三者介在取引の適用対象について、例えば、再保険契約のように取引対象が保険リスクであり、同様の保険リスクを第三者を介して国外関連者が負担することとする取引が含まれることを、留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の88(10)－1）を定めている。